

(1) この判例は、法律上には禁止されてゐるが判例則が互いから、使用者側は勝争に内規として実施する

それば、臨時存儲制の存続する限り、労働者はたへずいつ失業するか解らぬ。失業しなくとも、大しも向上しない。と云ふ不安なおそはれて居るのである。ことに千九百三十五年、三十六年の時期は、重大な時勢であつて、前記の六百八は、豫算の減少、事業の縮小等の影響を蒙り、此の